

# 一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会

## 予防歯科認定医制度規則

(2019年9月6日制定)

### 第1章 総 則

第1条 本制度は、予防歯科医療の専門的知識及び技能・経験を有する歯科医師を養成することにより、予防歯科医療の高度な水準の維持と全国的な実施で、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会（以下「本会」という）は、本会予防歯科認定医、本会予防歯科指導医の制度を設け、認定制度の実施に必要な事業を行う。

### 第2章 認定制度委員会

第3条 本会は、予防歯科認定医、予防歯科指導医の資格の審査と、本制度の運用を適正に行うために認定制度委員会を置く。

2 認定制度委員会については別に定める。

### 第3章 認定医の基本的条件

第4条 予防歯科認定医は、オーラルヘルスに関する検査と指導を実施するための高い医療技能を修得するとともに、他の歯科医師または医師等からの要請に応じて適切な指示、及び情報を与えることのできる能力を有すること。

### 第4章 認定医申請者の資格

第5条 予防歯科認定医の資格を申請する者は、別に定める予防歯科認定制度施行細則に従うこととする。

### 第5章 指導医申請者の資格

第6条 予防歯科指導医の資格を申請する者は、別に定める予防歯科認定制度施行細則に従うこととする。

### 第6章 申請

第7条 予防歯科認定医、予防歯科指導医の認定を受けようとする者は、申請手数料を添えて、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

### 第7章 審査方法

第8条 予防歯科認定医については、認定制度委員会において審査を行う。

2. 予防歯科認定医認定試験に合格し、申請条件を満たした者に対して書類審査を行なう。
3. 認定制度委員会はその結果に基づき予防歯科認定医資格の判定を行い、理事会の議を経て決定する。

第9条 予防歯科指導医は、認定制度委員会がこれを審査する。

- 2 認定制度委員会はこれを判定し、理事会の議を経て決定する。

### 第8章 登録

第10条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。

第11条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

第12条 認定証は、登録料を納入し登録申請書を提出した者に交付する。

## **第9章 資格の更新**

第 13 条 予防歯科認定医は 5 年ごとに資格の更新を行わなければならない。

なお、「歯科ドック認定医」資格を併せ持つ場合は、その更新時期は本予防歯科認定資格の更新時期に合わせるものとする。

第 14 条 予防歯科認定医の資格更新を受けようとする者は、更新手数料を添えて、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

第 15 条 予防歯科認定医の資格更新に当たっては、認定期間 5 年の間に別に定める条項を満たさなければならぬい。

第 16 条 予防歯科認定医の資格更新の可否は、更新申請書をもとに認定制度委員会において審議・判定し、理事会の議を経て決定する。

第 17 条 学会は、認定を受けた者を継続して登録し、認定証を交付する。

## **第 10 章 資格の喪失**

第 18 条 予防歯科認定医、予防歯科指導医は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定制度委員会、理事会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 歯科医師の免許取消または歯科医業の停止処分を受けたとき。
- 3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- 4) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 5) 認定制度委員会が予防歯科認定医、予防歯科指導医として不適当と認めたとき。

第 19 条 予防歯科認定医、予防歯科指導医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び、予防歯科認定医、予防歯科指導医の資格を申請することができるものとする。

なお、更新未手続きにより資格を喪失した場合は、喪失から 1 年以内であれば更新遅延理由書を付して更新の申請をすることが出来る。

## **第 11 章 補 則**

第 20 条 認定制度委員会の決定に関し、異議のある者は理事長に申し立てることができる。

第 21 条 手数料、及び登録料については別に定める。

第 22 条 この規則の変更は、認定制度委員会および理事会の承認を経て、社員総会で報告する。

## **附 則**

この規則は、2019 年 9 月 6 日から施行する。

# 一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会

## 予防歯科認定制度規則施行細則

(2024年6月23日改定)

第1条 一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会 予防歯科認定制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第5条における予防歯科認定医の申請資格は、次の1～5号のすべて、あるいは6号を満たすものとする。（4については(1)～(3)のいずれか）

- 1.日本国歯科医師の免許を有する者。
- 2.予防歯科認定医認定試験（以下、認定試験という）を受験し、合格すること。
- 3.予防歯科認定医申請時において本会の正会員であること。
- 4.(1)継続・通算して3年以上本会会員歴を有する者。  
(2)継続・通算して1年以上本会会員歴を有し、尚且つ本会学術大会で発表（共同演者でも可）、もしくは本会誌に投稿（共同演者でも可）した者。
- (3)認定制度委員会が認める他関連学会（日本歯科医学会および日本歯学系学会協議会に加入する学会）において継続して5年以上の会員歴を有する者、あるいはこれらの学会の専門医あるいは認定医（士）を持っている者。
- 5.本会の学術大会に出席すること。
- 6.その他、認定制度委員会が特別に認めた者

第3条 規則第6条における予防歯科指導医の申請資格は次の1～3号のすべて、あるいは4号を満たすものとする。

- 1.予防歯科認定医であること。
- 2.予防歯科指導医申請時において、継続して10年以上本会会員であること。
- 3.予防歯科認定医の資格を得た後継続して5年以上本会会員であり、その間に学会雑誌等に掲載されたオーラルヘルスに関する論文があること。
- 4.その他、認定制度委員会が特別に認めた者

第4条 規則第5条における予防歯科認定医の申請資格は、次の各号に定める書類に認定申請料（非会員においては別途年会費を加える）を添えて学会に提出しなければならない。

- (1)予防歯科認定医申請書
- (2)履歴書
- (3)日本国歯科医師免許証（写し）
- (4)学術大会出席証明書
- (5)学会会員歴証明書
- (6)学術大会発表もしくは投稿に関する業績
- (7)他学会会員歴証明書
- (8)認定試験合格証

第5条 本細則第3条を満たし予防歯科指導医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に予防歯科指導医申請料を添えて学会に提出しなければならない。

- (1)予防歯科指導医申請書
- (2)履歴書
- (3)学会会員歴証明書
- (4)学会、研修会出席証明書

- (5) 学会発表および学会誌投稿を証明する書類
- (6) 予防歯科認定医認定証（写し）

第6条 規則第7条、第10条、第14条に定める手数料は次の各号に定める。

- (1) 認定試験受験料 1万円
- (2) 申請料 1万円
- (3) 登録料 3万円
- (4) 更新手数料 1万3千円

※「歯科ドック」認定資格を併せ持つ者で双方を更新する場合も、更新手数料は計1万3千円とする。

第7条 前条に定める既納の申請手数料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第8条 予防歯科認定医の資格の更新に当たっては、更新前5年間で、次の条件の18単位以上を満たすものとする。なお、本会学術大会参加(現地参加)1回および研修会／講習会参加2回（オンラインのみも可）は必須とする。1.学術大会などへの出席は、参加章や修了証をもって証明する（参加証、修了証の提示が無い場合には単位承認しない）。

- (1) ジャパンオーラルヘルス学会 学術大会 4単位／大会1回  
日本人間ドック学会学術大会 4単位／大会1回
- (2) ジャパンオーラルヘルス学会 研修会／講習会 4単位／1回
- (3) ジャパンオーラルヘルス学会 教育講演（学術大会内のプログラム内） 2単位／1回

## 2.オーラルヘルスに関連する領域の発表

### 1) 論文発表

- (1)「オーラルヘルスに関する論文」の筆頭著者 8単位、共著者 4単位
- (2) 関連学会誌、または商業雑誌の筆頭著者および共著者 1単位

### 2) 学会発表

- (1) ジャパンオーラルヘルス学会（旧：日本歯科人間ドック学会）学術大会演者および  
共同発表者 4単位
- (2) ジャパンオーラルヘルス学会（旧：日本歯科人間ドック学会）セミナー、シンポジウム演者（講師）  
8単位
- (3) ジャパンオーラルヘルス学会（旧：日本歯科人間ドック学会）研修会講師 8単位
- (4) 関連学会学術大会及び日本歯科医師会主催大会演者および共同発表者 4単位

なお、「オーラルヘルスに関連する領域の発表」とは、認定制度委員会が認める学術集会（国際学会を含む）または刊行物（国際誌を含む）におけるオーラルヘルスに関連する論文発表、学会発表をいう。また、認定制度委員会が認める学術集会は、原則として日本学術会議に登録している専門学会をいう。また、認定制度委員会が認める刊行物は、原則として同上の学会誌をいうが、一部の歯科関連雑誌を認めることがある。なお、国際学会および国際学会誌については、認定制度委員会が決定するものとする。

第9条 規則第12条による登録申請は、登録料を添えて、次の各号に定める該当する申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 予防歯科認定医登録申請書
- (2) 予防歯科指導医登録申請書

第10条 予防歯科指導医の資格は、予防歯科認定医の資格更新とともに更新されるものとする。

2.なお、予防歯科指導医であって満70歳を超えた者は指導医の更新を要さず、予防歯科終身指導医を申請できるものとする。

第 11 条 予防歯科認定医の資格を更新しようとする者には、更新手数料を添えて、次の各号に定める申請書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 予防歯科認定医更新申請書
- (2) 学術大会、研修会出席証明書
- (3) 業績目録

第 12 条 予防歯科認定医の資格更新の申請は、認定失効期日の 2 ヶ月前までに行わなければならない。

第 13 条 この制度の実施、運営に当たり、財務は、学会本会計によって処理する。

この細則の変更は、認定制度委員会、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この細則は、2019 年 9 月 6 日から施行する。